

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成28年5月31日不受理・確定

(控訴審・札幌高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年6月19日判決、本資料2
65号-99・順号12682)

(第一審・札幌地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成26年10月1日判決、本資料2
64号-157・順号12538)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年5月31日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充

当事者目録

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	市川 守弘
相手方	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	小林 努